

介護老人保健施設日和の里 訪問リハビリテーション 利用料金一覧表

訪問リハビリテーション利用料

*地域区分：大津市（5級地 10.55）

介護保険報酬 基本利用料	*単位（円）				
	基本単位	算定単位	1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション費	308	1回	325	650	975
加算利用料					
短期集中リハビリテーション費	200	1回	211	422	633
認知症短期集中リハビリテーション費	240	1回	254	507	760
リハビリマネジメント加算イ	180	1月	190	380	570
リハビリマネジメント加算ロ	213	1月	225	450	675
リハビリマネジメント加算（医師説明あり）	270	1月	285	570	855
計画診療未実施減算	-50	1回	-53	-106	-159
サービス提供体制強化加算Ⅱ（*）	3	1回	4	7	10
口腔連携強化加算	50	1月	53	106	159
退院時共同指導加算	600	退院時1回	633	1266	1899

介護予防 訪問リハビリテーション利用料

*地域区分：大津市（5級地 10.55）

介護保険報酬 基本利用料	*単位（円）				
	基本単位	算定単位	1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション費	298	1回	315	629	943
訪問リハビリテーション費（12月超）	268	1回	283	566	849
加算利用料					
計画診療未実施減算	-50	1回	-53	-106	-159
サービス提供体制強化加算Ⅱ（*）	3	1回	4	7	10
口腔連携強化加算	50	1月	633	1266	1899
退院時共同指導加算	600	退院時1回	633	1266	1899

自費利用料

交通費	片道5km未満	1日	300円	通常の事業の実施地域以外への居宅訪問を行う場合に自費として交通費をご負担いただきます。
	片道5km以上 10km未満	1日	500円	
	片道10km以上 以降5km毎	1日	200円	
	有料道路、有料駐車場を利用した場合	1回	実費	
	文書作成料	1回	実費	一般診断書、情報提供書などを作成した際にご負担いただきます。
	その他材料費等	1通	実費	作業療法等リハビリテーションに必要な材料など必要に応じて個別にご負担いただきます。

保険報酬基本利用料・加算利用料 算定要件	
訪問リハビリテーション費	要介護認定を受けた利用者に訪問リハビリテーションを実施した場合に頂戴します。
介護予防訪問リハビリテーション費	要支援認定を受けた利用者に訪問リハビリテーションを実施した場合に頂戴します。
介護予防訪問リハビリテーション費 (12月超)	要支援認定を受けた利用者に利用開始日より12月を超えて訪問リハビリテーションを実施した場合に所定単位より減算した単位で頂戴します。 ただし3月に1回以上リハビリ会議を実施し計画の見直しを行い、計画書等情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用している場合には減算を行いません。
短期集中リハビリテーション費	退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に1週につき概ね2日以上、1日当たり20分以上集中的にリハビリテーションを行った場合に算定されます。
認知症短期集中リハビリテーション費	認知症であると医師が判断した利用者で、リハビリテーションにより生活機能の改善が見込まれると判断された方に対して、退院(所)日又は訪問開始日から起算して3月以内の期間に1週につき概ね2日を限度としてリハビリテーションを行った場合に算定されます。
リハビリマネジメント加算イ	訪問リハビリテーション計画について理学療法士等が利用者又は家族に対し説明し同意を得るとともに説明した内容を医師に報告し、3月に1回以上リハビリテーション会議を開催し利用者の状態の変化に応じて訪問リハビリテーション計画を見直している場合に算定されます。
リハビリマネジメント加算ロ	リハビリテーションマネジメント加算イに加え、訪問リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用している場合に算定されます。
リハビリマネジメント加算 (医師説明あり)	訪問リハビリテーション計画について、リハビリテーション事業所の医師が利用者又はご家族に対して説明し、同意を得た場合に算定されます。
計画診療未実施減算	訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、訪問リハビリテーションを行った場合、1回につき所定単位を減算し算定します。
サービス提供体制強化加算Ⅱ(*)	訪問リハビリテーションを提供する理学療法士等の内、勤続年数が3年以上の者が1名以上配置されている場合に算定します。
口腔連携強化加算	事業所の従業者が口腔の健康状態を評価実施した場合で、利用者の同意を得て歯科医療機関やケアマネジャーに対し評価の結果を情報提供した場合に1月に1回算定します。
退院時共同指導加算	病院又は診療所に入院中の方が退院するにあたり訪問リハビリテーション事業所の医師又はリハビリスタッフが退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に利用者への初回訪問リハビリを行った場合、当該退院につき1回に限り算定します。